

裁 決 書

審査請求人

〇〇市〇〇

〇 〇 〇 〇

処分庁

三島市長 豊岡 武士

(担当:社会福祉部福祉総務課)

上記審査請求人が令和2年5月29日付けで提起した、公文書開示請求に対する上記処分庁の請求拒否の決定(令和2年5月7日付け三社総第1-68号)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分(以下「本件処分」という。)を取り消す。

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和2年4月22日、三島市情報公開条例(平成9年三島市条例第19号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、処分庁に対して、「全庁で保有している、平成31年度に高齢者バス等助成券が対象者全員配布になった政策決定過程のわかる書類及び会議日程、参加者のわかる書類一切(電磁的記録、メール、メモを含む)」(以下「本件請求文書」という。)の開示を請求した。
- (2) 処分庁は、令和2年5月7日、本件請求文書は作成及び保存がされていないことから存在しないことを理由として請求拒否の決定を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年5月29日、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を行った。
- (4) 処分庁は、令和2年6月25日、本件審査請求についての弁明書を提出した。

- (5) 審査請求人は、令和 2 年 8 月 6 日、本件審査請求についての反論書を提出した。
- (6) 処分庁は、令和 2 年 9 月 3 日、本件審査請求についての再弁明書を提出した。
- (7) 審査請求人は、令和 2 年 10 月 2 日、本件審査請求についての再反論書を提出した。
- (8) 審査庁は、令和 2 年 10 月 8 日、条例第 18 条の規定により、三島市情報公開審査会に対して諮問を行った。

2 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、次のように主張し、本件処分の取消しを求めている。

本件請求文書は政策立案過程において重要な位置づけにあったと考えられる公文書である。地域包括ケア推進課と社会福祉部長、財政経営部長、副市長及び市長との協議が行われた事実並びに当該協議の回数及び日程については、三島市職員の証言により確認している。これらのことから、本件請求文書は存在するはずであるから、本件処分は、条例の運用を誤った処分である。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、次のように主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

ア 本件審査請求に係る事業について

本件開示請求における「平成 31 年度に高齢者バス等助成券が対象者全員配布になった政策」とは、高齢者バス等利用助成事業（以下「本事業」という。）である。

本事業は、高齢者の外出支援を目的として平成 22 年度から高齢者に対して、バス、鉄道及びタクシーに利用できる高齢者バス等利用助成券（以下「助成券」という。）を交付している。平成 30 年度までは、窓口での申請により助成券を交付する方法であったが、令和元年度からは、申請を不要とし、対象者全員に郵送で交付する方法に変更した。

イ 助成券の交付方法を変更した理由について

助成券の交付を受けるためには高齢者が市役所まで来て申請する必要があった。日によっては、400 人を超える高齢者が訪れ、行列を作って 1 時間待たされるという状況があった。毎年度、このような状況になっており、高

高齢者からは、待ち時間が長すぎる、高齢者をずっと立たせたままにするな、助成券を取りに来ないような方法にして欲しいといった意見が多く寄せられていた。

このような状況や高齢者の意見等に鑑み、高齢者の利便性を向上させるため、郵送で交付する方法に変更した。

ウ 本事業の変更に係る意思形成過程について

本事業の変更については、平成 30 年 10 月 12 日の社会福祉部地域包括ケア推進課と社会福祉部長との協議（以下「部長協議」という。）、同月 16 日の部長協議、同月 23 日の部長協議、同課と財政経営部長との協議及び同課と副市長との協議並びに同月 25 日の同課と市長との予算査定を経た。本市では、予算を伴う事業については、毎年度、予算査定において予算額が増減する理由、事業の変更点等の説明を行い、予算案として確定している。

エ 本件請求文書が作成及び保存されていない経緯について

(ア) 資料が作成及び保存されていない経緯について

平成 30 年 10 月 12 日及び同月 16 日の部長協議は、資料を用いない口頭での協議となった。同月 23 日の部長協議、財政経営部長及び副市長との協議並びに市長との予算査定では、予算要求書を用いて事業の説明を行い、了承を得た。

イのとおり、毎年度、助成券を求めて高齢者が行列を作っていることは市役所内の周知の事実であり、職員共通の問題意識があった。また、高齢者にとって、郵送での交付に係るデメリットがないため事業の変更について問題となることがなかった。加えて、郵送で交付することにより、今まで助成券を取りに来ることが困難な高齢者や制度を知らない高齢者に対しても助成券が交付されることで、これらの利用の増加が見込まれ、外出支援の事業目的をより達成できる等の本事業の変更のメリットがあった。そして、以上の説明については資料を作成せずともできたため、問題がなかった。

したがって、資料が作成されていないことから、保存もされていない。

(イ) 報告書等が作成及び保存がされていない経緯について

(ア)のような状況から協議は滞りなく進み、特段、懸念される点がなかったこと、協議には係長級以上の職員が全員出席して説明等を行うことから協議内容を共有できていること等の理由から報告書は作成及び保存がされ

なかった。

オ 以上のとおり、本件請求文書は作成及び保存がされていないことから存在しないため、本件処分を行ったものである。

3 理由

(1) 審査庁の判断

本件処分に係る三島市情報公開審査会の答申を踏まえ、次のとおり判断する。

ア 本事業に関連する文書について

本事業については、三島市高齢者バス等利用助成事業実施要綱（以下「本要綱」という。）が定められており、平成 31 年度（令和元年度）から助成券の交付方法を変更するため、本要綱の一部改正が行われており、その決裁文書として平成 31 年 4 月 1 日決裁の三島市高齢者バス等利用助成事業実施要綱の一部改正について（伺い）（別紙 1 から別紙 3 を含む。）（以下「本決裁文書」という。）が作成されている。

イ 本決裁文書に係る本件請求文書の該当性について

処分庁は、2(2)ウの予算措置における議論の中で実質的な政策判断がなされており、本要綱の一部改正は実質的な政策判断がなされた後の内部手続であるという立場から、本決裁文書は、本件請求文書には当たらないと判断したものと窺われる。

しかしながら、一般的に、要綱は行政裁量を内部的に羈束する意味合いが認められる。また、本来であれば、本事業における助成券の交付方法の変更という政策判断にあたっては、単に予算措置における議論だけに終始することなく、本要綱の一部改正の手続等の中で十分に実質的な検討を行い、政策判断の当否を事後的に検証することができるように、本決裁文書等の中に変更の理由（本件では 2(2)イの内容）をはじめ、検討内容を記載するべきである。このような本決裁文書の性質に鑑みると、本決裁文書は本事業における政策決定過程の文書と捉えることができる。

ウ 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 2 項の規定による一定の処分に関する措置について

ア及びイにおける判断を踏まえ、処分庁は、本決裁文書の開示の決定をすることとする。

(2) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年3月22日

審査庁

三島市長 豊岡 武士

(担当：企画戦略部広聴文書課)

(教示)

- 1 この裁決に不服がある場合は、この裁決を知った日の翌日から起算して6月以内に、三島市を被告として（訴訟において三島市を代表する者は、三島市長となります。）、裁決の取消しを求める訴え（審査請求の対象とした処分が違法であることを理由とする訴えを除く。）を提起することができます。ただし、この裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。
- 2 この裁決を知った日の翌日から起算して6月又はこの裁決の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、正当な理由がある場合は、裁決の取消しを求める訴えを提起することができます。